

第1号様式(第7条関係)

令和7年5月8日

稲城市議会議長
北浜 けんいち 殿

会派名 稲城のまちづくり
経理責任者 梶浦 みさこ



稲城市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和7年度政務活動費収支報告書

会派名 稲城のまちづくり

1 収 入

政務活動費 25,000 円

(月額25,000円×1ヵ月(4月分)×1人)

2 支 出

(単位 円)

科目	金 額	主 たる 支 出 の 内 訳
研究研修費	61,000 円	明治大学公共政策大学院「行政法と現代社会」
調 査 費	0 円	
資料作成費	0 円	
資料購入費	4,277 円	日経電子版(1ヵ月分)
広 報 費	5,940 円	ホームページ使用料(1ヵ月分)
広 聴 費	0 円	
通 信 費	3,500 円	タブレット端末使用負担金、通信費
事 務 費	0 円	
その他の経費	0 円	
合計	74,717 円	

3 残額

0 円

会 派 出 張 終 了 報 告 書

出張期日	令和7年4月9日（水）～令和7年4月30日（水）
出張先	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科
研究研修・調査課題等	行政法と現代社会
終了報告	第1回 行政法の存在理由、法による行政の原理 第2回 行政法の基本原則 第3回 行政組織法の基礎 第4回 行政行為 行政権が国民の生活に介入する積極国家の下で、行政活動によって国民の権利・自由を侵害する危険性が大きくなることから、国民の権利・自由を守るため行政を統制する法として行政法が必要となる。その一方で行政に対する統制のみを強調すると行政活動が迅速・円滑に行うことができず停滞が生じ、現代の積極国家の下における行政に対する国民の期待に十分答えることができなくなる可能性が生じる。国民の権利・自由の確保と行政需要の実現、その両方の要請をいかに調和し現代社会における行政法のあり方について、行政組織法、行政作用法、行政救済法の行政法の三類型や、法律→行政行為→行政執行→行政救済の行政過程を木村先生よりご教授いただき学びを深めた。稲城市役所による行政行為により市民生活の向上を目指し議員として活動できるよう5月以降も継続受講する予定です。
参加者氏名	梶浦みさこ

稲城市議会議長

北浜けんいち 殿

上記のとおり、会派出張を終了しましたので報告します。

令和7年5月8日

会 派 名 稲城のまちづくり

代表者氏名 梶浦みさこ

2025 年 3 月 28 日

ガバナンス研究科

科目等履修生 志願者 梶浦 美佐子 殿

明治大学専門職大学院
ガバナンス研究科長

2025 年度春学期 明治大学専門職大学院 科目等履修生選考結果について

貴殿を、本学専門職大学院ガバナンス研究科 2025 年度春学期科目等履修生として受け入れることを決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1. 受講許可科目

行政法と現代社会 木村俊介

※ 受講許可科目の履修登録は専門職大学院事務室で行います。

※ 履修手続きをした科目において、正規生の履修登録期間終了後、正規生の履修者がいない場合は未開講となります。その場合、当該科目の履修はできなくなり、返金手続きを行いますので、予めご了承ください。また、履修者が授業実施定員を超過した場合も、同様の扱いとなります。

2. 入学手続

- ・ 同封の別紙「入学手続について」を参照し、手続きをお願いいたします。
- ・ いったん納入された入学金・履修料は返還しません。
- ・ 入学手続前に初回授業に参加していただき問題ございません。授業を受けてから、入学を検討していただけます。

3. Oh-o! Meiji システム及び明治大学教務システム

本学では Oh-o! Meiji システムにより、大学からの重要な情報や授業に関する情報を配信しております。詳しくは、別紙「Oh-o! Meiji 及び明治大学教務システムについて」をご確認ください。

4. MIND 利用講習会

- ・ 明治大学内のパソコンからネットワークを利用したり、自分の所有するパソコンやスマートフォンを大学内のネットワークに接続して利用したりするためには、MIND 利用講習会を受講する必要があります。
- ・ 入学前に受講済みの場合（例：修了生の科目等履修生等）は受講記録を継続できるため、受講不要です。

■ 受講方法：以下のリンクからご確認ください。

<https://www.meiji.ac.jp/mind/seminar/index.html>

■ 受講期間：2025 年 4 月 6 日（日）～2025 年 5 月 6 日（火）

科目ナンバー： XXXXXXXXXX		
科 目 名	XXXXXXXXXX	担当教員名
行政法と現代社会〔M〕	XXXXXXXXXX	木 村 俊 介
授 業 の 概 要 ・ 到 達 目 標		
行政法と現代社会 Ⅰ. はじめに 本科目は、行政法という窓を通じて、現代の行政課題や国・自治体の活動の在り方を考える科目である。このため、大学等での法律科目の履修の経験や法律学の予備知識は必要ではない。現代社会の問題で、何らかの法制度に関わるものについて関心がある人の受講を歓迎する。 Ⅱ. なぜ行政法の学習は重要か？ 現代の行政活動は、様々な給付・規制行政が行われるとともに、行政機関を対象にした訴訟など、私人と国家の間においても多様な法律関係が生じている。また、現代の国・地方公共団体の行政は、法律による行政の原理の下で、行政法規に基づき行政活動を行っている。このため、我々が行政機関の行動原理を構造的に、かつ、正確に理解する上で、その行政活動の根拠となっている行政法規の正しい理解が不可欠となる。 Ⅲ. 何を学習するか？ 本科目は、このような観点に立ち、国や自治体の組織、行政法の基礎的な原理（行政立法、行政行為、行政裁量、行政指導、行政手続、行政調査、行政争訟、国家賠償等）について、判例を素材にしつつ、正しく理解することをテーマとする。これらの学習により、日常生じている諸般の行政上の出来事（行政指導や賠償請求など）の法律的な構造を理解することに重点を置く。 本講義においては、実務者及び地方行政に関心を有する者（初学者を含む）を受講者として想定し、実務的観点を踏まえた行政法規に係る基本的仕組みの理解に資する講義を行うこととする。 Ⅳ. 講師からのメッセージ 講師は前総務省職員であり、国において法案作成、自治体において条例を中心とする政策立案の実務経験を有する実務家教員である。現在、総務省自治大学校客員教授を併せて務めている。本講義では、行政の現場を踏まえ、国・自治体の行政実務を法的に見ることのできる「考察力」を身に付けることを到達目標とする。 法令は最も有効な行政手段であるため、行政の現場では価値観の対立も明確となる（新型コロナ特別措置法を巡る「経済活動か」vs「生命の安全か」という対立はその典型。）。それであるがゆえに行政の現場に係る法令を巡る論議は重要であり、かつ、多くを学ぶことができると講師は考えている。 特に講師（私）がモットーとしているのは、「論議を呼んでいる制度こそが、実社会で機能している制度である。」という点である。様々なバックグラウンドを備えた履修者の皆さんと「論議の渦中にある個別行政法」も取り上げ、闊達に意見交換を図りたいと考えている。 法律科目を初めて勉強する人も歓迎する。現代社会の問題を法律の窓を通じて考えてみよう。 ＜参考＞ 学習内容の例：「行政指導」（藤田宙晴『行政法入門（第7版）』有斐閣、2016年、158-160頁。 「行政指導」の観念 行政側が私人に対して、何らかの形で「こうしてほしい」ということを述べて、私人の方では、（これに必ず従わなければならないという法的な義務はないにもかかわらず）これを尊重し、實際上、行政機関が希望するとおりにする、というケースが非常にたくさんあるのです。例えば、こんな例を考えてみてください。現行の建築基準法によると、建築基準法や都市計画法に違反したいわゆる違法建築物があれば、行政庁は、その持ち主に対して、これを改善したり取り壊したりすることを、（行政行為によって）命じることができるし、また、最終的には、強制執行をしてでもそういった目的を達成することができるようになっていきます（建築基準法9条参照）。しかし、普通の場合、違法建築物		

があったからといって、いきなりこういったハードな方法でゴリゴリやるということはないので、行政庁はまず、持ち主に会って、「この建物は違法だから、改善してくれませんか？」という形で、ソフトに呼びかけるところから始めるわけです。この段階では、所有者はまだ、行政行為（処分）という形で、改善や取り壊しを命じられているわけではありませんから、いやだと思えばそのまま放っておいても構わないわけですが、ただ、そうすると、いずれ正規の「除却（改善）命令」「強制執行」ということになることは覚悟しなければなりませんから、（よっぽど気の強い者でないかぎり）そうなる前に、いうことをきいてしまおう、ということになるわけです。これが一般に「行政指導」と呼ばれてきたものです。…

授 業 内 容

第1回	全体の進め方説明、行政法の存在理由、法律による行政の原理（第1編 第1-3章）（民主主義の実現のため、法律にはどのようなルールが適用されるのか？）
第2回	行政法の基本原則（第4章）（行政法にはどのような基本原則があるか？）
第3回	行政組織法の基礎（第5章）（行政組織法とは何か？なぜ必要なのか？）
第4回	行政行為（第2編 第1章）（行政行為とは何か？どのような特徴を持っているのか？）
第5回	行政基準（第2章）（行政基準とはどのような役割を果たしているのか？）
第6回	行政計画、行政契約（第2-3章）（行政計画とはどのような場合に法律上の問題となるのか？行政契約とはどのような役割を果たしているのか？）
第7回	行政指導（第3章）（行政指導の何が問題なのか？）
第8回	行政上の義務履行の確保（第4章）（法規範を履行しない人にどのような手段を講ずることができるのか？）
第9回	行政情報の管理と公開（第5章）（行政が保有する情報はどのように扱われるべきなのか？）
第10回	行政救済法（第3編第1章）（行政救済とはどのような仕組みなのか？）
第11・12回	行政訴訟法（第2章）（訴えの要件を巡り、何が問題となっているのか？）
第13回	行政上の不服申立て（第3章）（不服申立ては何を狙いとしているのか？）
第14回	国家補償法（第4章）（国賠訴訟はどのような場合に訴えが求められるのか？）
第15回	損失補償（第4章）（損失補償における公平とは何か？）、まとめ

履 修 上 の 注 意 点

学期末には、講師が指定するテーマについて学期末レポートを提出すること。当該レポートは単位取得の前提となる。

講義には、テキスト、補助教材及び六法を持参すること。

準備学習（予習・復習等）の内容

テキストの授業範囲部分を事前に学習しておくこと。

ガバナンス研究科 2025年度時間割(春学期)
GSGS Timetable 2025(Spring)

【最終更新日：2025/4/17】

[illegible]

ガバナンス研究科学年暦2025年度4月～9月

2025 4月

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
31	01	02	03 1 授業開始	04 1	05 1	06
07 1 4月入学式	08 1	09 1	10 2	11 2	12 2	13
14 2	15 2	16 2	17 3	18 3	19 3	20
21 3	22 3	23 3	24 4	25 4	26 4	27
28 4	29 4 昭和の日 全国学校給食週間	30 4	01	02	03	04

2025 5月

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
28	29	30	01 臨時休業日 事務室閉室	02 臨時休業日 事務室閉室	03 休日 憲法記念日 事務室閉室	04 みどりの日
05 こどもの日 事務室閉室	06 臨時休業日 事務室閉室	07 5	08 5	09 5	10 5	11
12 5	13 5	14 6	15 6 予備室開始	16 6	17 6	18
19 6	20 6	21 7 予備室終了	22 7	23 7	24 7	25
26 7	27 7	28 8	29 8	30 8	31 8	01

2025 6月

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
26	27	28	29	30	31	01
02 8	03 8	04 9	05 9	06 9	07 9 指導教員 定例説明会	08
09 9	10 9	11 10	12 10	13 10	14 10	15
16 10	17 10	18 11	19 11	20 11	21 11	22
23 11	24 11	25 12	26 12	27 12	28 12	29
30 12						

2025 7月

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
30 9	01 9	02 9	03 9 論文提出	04 9 論文提出	05 9 論文提出	06
07 9	08 9	09 9	10 9	11 9	12 9 指導教員定例 説明会	13
14 9	15 9	16 9	17 9	18 9	19 9 9月 試験期間	20
21 9 海の日 全国学校給食週間	22 9	23 9 9月補講	24 9 9月補講	25 9 9月補講	26 9 9月補講	27
28 9 9月補講	29 9 9月補講	30 9 9月補講	31 9 9月補講	01	02	03

2025 8月

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
26	29	30	31	01 夏学期休業開始 8/1～8/19	02 事務室閉室	03
04	05	06	07	08	09 事務室閉室	10
11 山の日 事務室閉室	12 事務室閉室	13 事務室閉室	14 事務室閉室	15 事務室閉室	16 事務室閉室	17
18	19	20	21	22	23 事務室閉室	24
25	26	27	28	29	30 事務室閉室	31

2025 9月

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
01	02	03	04	05	06 事務室閉室	07
08	09	10	11	12	13 事務室閉室	14
15 敬老の日 事務室閉室	16	17	18	19 9月入学式 9月卒業式 学生会長就任式	20 9月入学式 ガイダンス	21
22 1	23 1 秋分の日 全国学校給食週間	24 1	25 1	26 1	27 1	28
29 2	30 2	01	02	03	04	05

稲城のまちづくり

会派出張会計報告

視察先

明治大学大学院

市

4/9

～

4/30

1. 運賃（航空賃）

⇒	0 円 × 0 人 0 回 =	0 円
⇒	0 円 × 0 人 0 回 =	0 円
⇒	0 円 × 0 人 0 回 =	0 円
⇒	0 円 × 0 人 0 回 =	0 円

2. タクシー（レンタカー）

⇒	0 円 ×	0 人 =	0 円
---	-------	-------	-----

3. 宿泊料

0 円 ×	0 人 =	0 円
-------	-------	-----

4. 土産代

0 円

5. 写真代

0 円

6. その他（振込手数料等）

授業料

61,000 円 ×	1 人 =	61,000 円
------------	-------	----------

合計	61,000 円
----	----------

以上のとおり報告します。

令和7年5月8日

会計責任者

梶浦みさこ

梶浦 美佐子 殿

2025 年度 明治大学大学院 専門職学位課程 ガバナンス研究科 ガバナンス専攻
科目等履修生履修料等 振込に関するご案内

<振込に際しての注意事項>

- 振込は金融機関の ATM、インターネットバンキングをご利用ください。
同一銀行の ATM でお手続きいただく場合は、振込手数料がかかりません。
- 入学手続き書類の提出及び履修料等の入金を怠った者の入学は認めません。
- いったん納入された入学金・履修料は、返還しません。
- 納入した証明として学外に提出する領収書が必要な場合は、金融機関備付の振込依頼書に、
必要事項を記入し、金融機関の窓口から納入してください。(振込手数料がかかります)

<振込先口座> 以下いずれかへ振り込んでください。

- 金融機関・支店 [REDACTED]
- 預金種別・口座番号 [REDACTED]
- 口座名義 (学) 明治大学 科目等聴講履修料 【メイジ カモクトウ チョウコウ】

- 金融機関・支店 [REDACTED]
- 預金種別・口座番号 [REDACTED]
- 口座名義 (学) 明治大学 科目等聴講履修料 【メイジ カモクトウ チョウコウ】

<振込依頼人名>

- 氏名の前に記載されている数字及び氏名カナを入力してください。空白（スペース）は不要です。

振込依頼人名	[REDACTED] カジウラ ミサコ
--------	---------------------

<振込金額（入学金・履修料）>

科目等	入学金区分※ 【継続】	本学卒（10,000 円）・一般（20,000 円）	=	0 円
	履修料	30,500 円 × 2 単位	=	61,000 円

※前年度または当該年度春学期からの科目等履修継続の場合は不要
※本学卒業生又は修了生の場合は半額

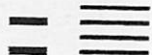
振込金額合計	61,000 円
--------	----------

政務活動領収書等添付用紙

整理番号

研究研修 費

普通預金 ORDINARY ACCOUNT (兼お借入明細) 1



お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)
25--4-16 ネット カマメイシタツ -----イカワ カモトウチヨウエ	61,000	

〈ご説明〉

- 他店券〇〇日：〇〇日で表示されている日の午後以降にお支払可能となる予定です。
(ただし、お支払可能時刻は形・小冊子等によって異なります。詳細は、窓口にお問い合わせてください。)
- 差引残高(円) 欄に「(マイナス印)」がある場合はお借入残高を表します。



みずほ総合口座通帳

政務活動費
稲城市議会 稲城支部

梶浦 美佐子様

MIZUHO

みずほ銀行
www.mizuho-bank.co.jp

明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 授業料

(備考)

前年度からの継続受講で入学金は免除

全てオンライン受講のため授業料のみ交通費の支出は無し

政務活動領収書等添付用紙

整理番号

資料購入 費

(領収書等添付面)

日本経済新聞

法人契約はこちら

日経電子版が
春割 2カ月無料



詳しくはこちら ▶

日経電子版 個人プラン

お薦め 日経電子版 ファミリープラン



有料会員

4,277円/月

無料で無料体験する

今なら、春割で2カ月無料

適用条件あり

- ・朝刊・夕刊・有料記事読み放題
- ・縦書き横書き2つのアプリ
- ・気になるテーマを自動収集

有料会員

6,800円/月

無料で無料体験する

今なら、春割で2カ月無料

適用条件あり

- ・ファミリープランの詳細はこちら
- ・家族各々が電子版サービスを使える
- ・ファミリープラン限定プログラム

日本経済新聞 (宅配)



(事業、使途及び内容等)

日経電子版個人プラン 2025年4月分 合計4,277円

(備考)

支払明細書・利用明細書 別紙参照

お支払い明細

梶浦みさこ 様

ご利用ありがとうございました。
2025年4月のお支払い明細は以下の通りです。

利用日：2025年4月1日

日経電子版 個人プラン 4月分 サービス利用料	4,277円
----------------------------	--------

合計（10%対象 税込）	4,277円
--------------	--------

内 消費税10%	388円
----------	------

上記料金は全てクレジットカードによるものです。

株式会社日本経済新聞社

[カード名義]

MISAKO KAJIURA

明細

ご利用可能額

ご利用グラフ

お支払変更

キャッシング

登録カードお支払金額の合計

3月

4月

5月

6月

7月

ご利用明細

すべて/新しい順

日経ID決済

4,277円

4月1日

円

広 報 費	整理番号
-------	------

領収書

稲城市議会 稲城のまちづくり 御中

発行日: 2025/04/30

合計金額	5,940 円
------	---------

但 選挙ドットコム ホームページ掲載料として
上記正に領収いたしました。

※クレジットカード払い

小計	5,400円
消費税	540円
(内訳)	
10%対象	5,400円(消費税 540円)
ボネクタ政治活動 一般市議会プラン(2025年4月分)	

ichini

イチニ株式会社

〒150-0001
東京都渋谷区神宮前1丁目11-11
グリーンファンタジアビル7階
TEL: 03-6830-1400
FAX: 03-6774-7335

(事業、使途及び内容等)
ホームページ使用料
(備考)

政務活動領収書等添付用紙

整理番号

通 信 費

(領収書等添付面)

令和 7 年度

稲城市
公 金

納入通知書兼領収書

納
入
者

稲城のまちづくり 代表 梶浦 みさこ
様

年度 令和 7 年度 会計 01 一般会計

款 22 項 04 目 03 節 01 細節 56 細々節

金
額

1,000 円

内
容

タブレット端末使用負担金 (稲城のまちづくり
1人 1000円×1ヵ月×1人)

担 当 課 051000 議会事務局

納入期限 令和 7年 5月 14日

納付場所 右 (原符) を参照してください。

上記の金額を納入してください。

令和 7年 4月 30日

稲城市長

領収日付印

上記のとおり領収しました。

7. 5. 2

(事業、使途及び内容等)

タブレット端末使用負担金

(納付者保管)

(備考)

政務活動領収書等添付用紙

通 信 費	整理番号

支 払 証 明 書

金 額			¥	2	5	0	0
-----	--	--	---	---	---	---	---

但し、	理由
通信費として	各人の活動範囲内において支出を行い、
2,500円×1ヶ月×1人＝2,500円	引き落とし等によるため。

上記金額を支払ったことを証明いたします。

令和7年4月30日

稲城市長 殿

稲城のまちづくり
代表 梶浦 みさこ



※理由欄には、領収書を徴収できない理由を附記すること。

稲城市

(事業、使途及び内容等)
通話代・ファクシミリ代
(備考)